



**図68 相対的貧困率と貧困線等の推移**

注：相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合（子どもの貧困率は17歳以下の子どもがいる世帯から計算）。

資料：厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/03.pdf>

出典：ウェブサイト「フード・マイレージ資料室—F. M. 豆知識」

<http://food-mileage.jp/category/mame/>